

平成27年10月22日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成27年(丙)第488号 損害賠償請求控訴事件

(原審・福岡地方裁判所平成25年(刀)第2056号)

口頭弁論終結日 平成27年7月30日

判 決

福岡市東区

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士	弘	中	惇	一郎
同	大	木	勇	
同	品	川	潤	
同	山	縣	敦	彦
同	渥	美	陽	子

福岡県久留米市

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士	瀧	康	暢	
同	鈴	木	含	美
同	武	川	真	弓
同	丹	羽	加	奈 絵
同	中	島	万	里
同	水	野	ゆ	み

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。

- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要（略称等は、原判決記載の例による。）

- 1(1) 本件は、恵比寿が経営する質屋「えびす」から金員を借り受けた被控訴人が、恵比寿は被控訴人の年金を実質的に担保に取るなどして出資法を潜脱する高金利を支払わせる「偽装質屋」であり、恵比寿による被控訴人に対する貸付け及び弁済受領行為は違法であるから、恵比寿の代表取締役である控訴人はその職務を行うについて悪意又は重大な過失により恵比寿に対する義務に違反し、被控訴人に損害を被らせたと主張して、会社法429条1項に基づき、被控訴人の年金受給口座から恵比寿に対する返済のために振り替えられた151万7356円及び確定遅延損害金等の支払を求めた事案である。
- (2) 原審は、被控訴人の主張をほぼ認め、控訴人は、被控訴人に対し、損害金151万7356円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である平成25年8月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を認める限度で認容した。
- (3) 控訴人は、敗訴部分を不服として控訴した。

- 2 「前提事実」、「争点」及び「争点に対する当事者の主張」は、原判決「事実及び理由」欄の第2の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、恵比寿による被控訴人に対する貸付け及び弁済受領行為は、質屋営業法所定の質屋営業に該当せず、社会的相当性を逸脱して公序良俗に違反する無効なものであり、恵比寿の代表取締役であった控訴人は、恵比寿が行う違法な流質回避目的年金振替融資の実情を把握しこれを是正する業務執行上の義務を負いながら、少なくとも重大な過失により漫然と当該融資を実行させたのであるから、会社法429条1項に基づき恵比寿がした上記違法行為によつ

て被控訴人が被った損害を賠償する義務を負うものと判断する。その理由は、次項において控訴人の補足的主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 控訴人の補足的主張に対する判断

(1) 本件営業が質屋営業法1条1項にいう「質屋営業」に当たるか

ア 控訴人は、(1)質屋営業法1条1項の「質屋営業」に該当する要件は、①金銭消費貸借契約の成立、②質権の設定、③流質約款の3つであるにもかかわらず、原判決は④流質回避目的という不明確な消極的要件を付加したが、このような曖昧な要件を質屋営業該当性の要素とすることは誤りである、(2)質屋が顧客との間で流質期限前に弁済期を設定することは何ら問題がないところ、本件Qネットは弁済方法に過ぎず、流質期限とは明確に区別すべきであり、本件Qネットの自動振替の際に貸主たる恵比寿の行為は何ら介在しておらず、また、本件Qネットによる弁済方法に顧客が異議を述べた場合には現金払いなどの他の方法を選択できたから、本件Qネットは「流質期限前の積極的な取立て」ではない、(3)したがって、本件営業は「質屋営業」に該当し、貸金業法20条の2第1号の適用はなく、出資法5条2項の適用もない旨主張する。

イ しかしながら、引用に係る原判決第3の2(2)説示のとおり、恵比寿は、主観的にも客観的にも質物として価値のないいわゆる100円ショップで購入した本件時計を被控訴人から質物として提供させる一方で、本件Qネット契約をしなければ、顧客の融資に応じずに、流質期限前に定期的に給付されることが確実な公的年金の受給口座からの本件Qネットによる自動振替によって貸付債権の回収を図ってきたのである。すなわち、恵比寿の営業においては、貸付金を返済できない場合に、質物（本件時計）を流質することで債権債務関係を清算することはもともと想定しておらず（本件

時計は、経済的に無価値で、しかも、借主に質物に対する愛着（主観的価値）もないから、質物を受け戻すことが借主の借入金返済の動機とはなり得ない上、貸主からすれば、原判決説示のとおりこの場合に流質すれば多大の損害を被ることは明らかである。），それより前に、被控訴人の年金受給口座に定期的に振り込まれる年金を本件Qネット（自動振替）により返済に充てて、貸付債権の回収を図ることを当初から予定して融資していたものと認めるのが相当である。

また、本件証拠（被控訴人の供述）によれば、恵比寿は、被控訴人に対し、当初の貸付けの際、年金受給口座の通帳と印鑑を持参するように指示していたことが認められるから、本件Qネットの利用は不可欠の要素であって、借り主は、本件Qネットを利用しなければ借入ができない状況に事実上置かれていたということができる（なお、控訴人はこれに反する主張をし、控訴人本人はこれに沿う供述をするが、被控訴人の供述に照らしてたやすく採用できない。）。そうすると、本件Qネットの利用は、原判決が説示するように流質を回避して貸金を確実に回収するための手段として積極的に利用されていたことは明らかである。しかも、控訴人から金融機関に対して予め振替日を指定することにより流質期日前に振替が行われていたものと認められ（甲22），実際に、年金が支給された日に本件Qネット（自動振替）により確実に借入金の返済に充てられていたのであるから（甲1），本件Qネットは「流質期限前の積極的な取立て」であると評価すべきである。そうすると、このような態様の営業は「実質的には物品を質に取らず、又は流質約款を付さずに行われた金銭の貸付けと同視すべき行為」であって、質屋営業法1条1項所定の質屋営業には該当しないといわねばならない。したがって、控訴人の上記主張は採用できない。

（2）損益相殺について

ア 控訴人は、(1)被控訴人が自ら進んで更なる融資を希望し、恵比寿から融

資金を受け取っていたのであるから、被控訴人が融資を受けた金額について損益相殺がされなければ、被控訴人のいわば二重取りとなり衡平の観点から不当である、(2)利息の割合が相対的に低い本件において損益相殺を認めないのは不当である旨主張する。

イ しかしながら、引用に係る原判決第3の4説示のとおり、被控訴人に対する貸付けは、被控訴人に高利を支払わせるための手段であるから、被控訴人が貸付けによって得た利益は不法原因給付によって生じたものであるところ、不法原因給付は、公平の観点から認められる不当利得制度の特則として、反倫理的な行為をした者の不当利得返還請求権の行使を否定し、結果として、反倫理的な行為をした者の相手方が利得を保持することを容認するものである。このことは、上記利益を損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象とする場合にも該当するから、控訴人が会社法429条1項により損害賠償の責めを負う場合にも妥当するというべきである。

また、原判決説示のとおり、恵比寿は、質屋営業に該当しないにもかかわらず、質屋を標榜して、組織的に多数の顧客から違法に年96%という高利の利息を、しかも、年金受給口座から自動振替の方法で得ていたのであるから、その反倫理性は高いといわねばならない。

したがって、いずれの観点からも、被控訴人が融資を受けた金額を損害額から損益相殺すべきではないから、控訴人の上記主張は採用できない。

3 結論

以上によれば、控訴人は、被控訴人に対し、会社法429条1項に基づき被控訴人の年金受給口座から恵比寿に振り替えられた原判決別紙「損害額計算書」記載の損害金151万7356円及びこれに対する支払催告を行った本訴状送達の日の翌日である平成25年8月17日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金を支払うべき義務を負うというべきである。そうすると、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却す

ることとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 永 松 健 幹

裁判官 杉 本 宏 之

裁判官 貝 阿 猶 亮

これは正本である。

平成27年10月22日

福岡高等裁判所第1民事部

裁判所書記官

松浦朋

